

1 件 名 三浦市介護保険条例の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

- ・ 本市の介護保険料（以下「保険料」という。）については、3年1期として策定する市町村介護保険事業計画と連動させ、3年ごとに見直しを行っており、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）で定める基準をもとに、三浦市介護保険条例（平成12年三浦市条例第4号）で定めている。
- ・ 今般、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画の策定にあわせ、当該期間に係る保険料の見直しを行う。
- ・ 本市では、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画から保険料の段階数を13段階にしているが、国の標準段階も9段階から13段階へ変更され、本市と同じ段階数になることから、13段階は継続することとし、本市における所得区分や負担割合については、第9期から国と同じにすることとした。
- ・ 以上の改正については、令和6年度保険料の賦課期日である令和6年4月1日までにを行う必要があるため、令和6年第1回議会定例会に議案提出を行うものである。

3 条例の内容

- (1) 令和6年度から令和8年度までの保険料について区分を見直し、その額を改定するもの【第4条関係】
- (2) 賦課期日後に要保護者等となった場合の保険料の算定に係る規定について、今回政令第38条を規定することに伴い必要な整理を行うもの【第6条関係】

4 施行期日等

- (1) 施行期日
令和6年4月1日
- (2) 適用区分
改定後の保険料率については、令和6年度分から令和8年度分までの保険料率について適用し、令和5年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

第8期計画区分				第9期計画区分				差額				
本人	世帯	本人所得等 生活保護受給者等	段階	年額(A)	保険料率※	本人	世帯	本人所得等 生活保護受給者等	段階	年額(B)	保険料率※	(B)-(A)
非課税	非課税	80万円以下	1	21,180円	0.3	非課税	非課税	80万円以下	1	22,570円	0.285	1,390円
		80万超120万円以下	2	31,770円	0.45			80万超120万円以下	2	38,410円	0.485	6,640円
		120万円超	3	49,430円	0.7			120万円超	3	54,250円	0.685	4,820円
		80万円以下	4	67,080円	0.95			80万円以下	4	71,280円	0.9	4,200円
		80万円超	5	70,620円	1			80万円超	5	79,200円	1	8,580円
課税	課税	125万円未満	6	84,740円	1.2	課税	課税	120万円未満	6	95,040円	1.2	10,300円
		125万円以上160万円未満	7	91,800円	1.3			120万円以上210万円未満	7	102,960円	1.3	11,160円
		160万円以上210万円未満	8	98,860円	1.4			210万円以上320万円未満	8	118,800円	1.5	19,940円
		210万円以上320万円未満	9	109,460円	1.55			320万円以上420万円未満	9	134,640円	1.7	25,180円
		320万円以上400万円未満	10	120,050円	1.7			420万円以上520万円未満	10	150,480円	1.9	30,430円
		400万円以上500万円未満	11	130,640円	1.85			520万円以上620万円未満	11	166,320円	2.1	35,680円
		500万円以上700万円未満	12	141,240円	2			620万円以上720万円未満	12	182,160円	2.3	40,920円
		700万円以上	13	151,830円	2.15			720万円以上	13	190,080円	2.4	38,250円

※1～3段階の保険料率については、低所得者に係る軽減措置適用後の実際の保険料率を記載